

都道府県社会的養育推進計画の策定

平成28年4月25日 児童相談所強化プラン (2016年～2019年まで)

- ①専門職の増員等 (H28年～H31年)
 - ・児童福祉司・スーパーバイザー・児童心理司保健師等の増員と弁護士との配置
- ②資質の向上
 - ・児童福祉司・スーパーバイザーの研修受講を義務化
- ③関係機関との連携強化
 - ・共通アセスメントツールを作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化
 - ・要保護児童対策協議会の設置
 - ・警察との連携強化

児童福祉法改正 (H28. 6. 3公布)

- ①児童福祉司
 - ・管轄区域の人口4万人に1人以上の配置基準に改定
 - ・虐待相談対応件数に応じて上乘せする。
- ②児童心理司
 - ・児童福祉司2人に1人以上以上配置することを標準とする。

新しい社会的養育ビジョン (H29. 8. 2)

- ・児童相談所機能強化と一時保護改革 (二類化＝緊急一時保護とアセスメント一時保護)
- ・フォスタリング業務の強化
- ・パーマナンス保障としての特別養子縁組の推進)
- ・乳幼児の家庭養育原則の徹底と年限を明確にした取組目標
- 〈里親等委託率の目標〉

3歳未満	：5年以内に75%
3歳以上就学前	：7年以内に75%
学童期以降	：概ね10年以内に50%

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策 (H30. 7. 20)

- ①緊急に講ずる対策
 - ・相談ケースにおける転居時の児相間の情報共有
 - ・警察との連携の強化
 - ・リスクアセスメントシートを活用による適切な一時保護の実施等
- ②新たに市町村の体制強化を盛り込んだ2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を年内に策定する。

一時保護ガイドライン (H30. 7. 6)

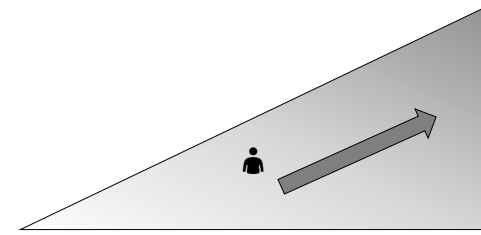
- ①安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的
- ②代替的養育としての性格
 - ・家庭における養育環境として同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境
 - ・子どもの個性が尊重される。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン) (H30. 12. 18)

- ①児童相談所の機能強化として、児童福祉司を管轄地域の人口4万人に1人以上から3万人に1人以上の配置基準に改定
- ②里親養育支援児童福祉司・市町村支援児童福祉司の追加配置
- ③児童心理司・保健師の増員、弁護士の配置 等
- ④一時保護所の体制強化
 - ・個室化の推進、小規模グループケア等の専門施設設置の促進
 - ・個性を尊重した一時保護が行われる環境整備 等
- ⑤児童相談所の専門性の強化
 - ・研修体制の充実 等

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化について (H31. 2. 8)

- ①在宅指導中のすべての虐待ケースについて、1ヶ月以内に緊急安全確認を行う
- ②新ルールの徹底
 - ・通告元は一切明かさない
 - ・資料は一切見せない
- ③児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の体制強化



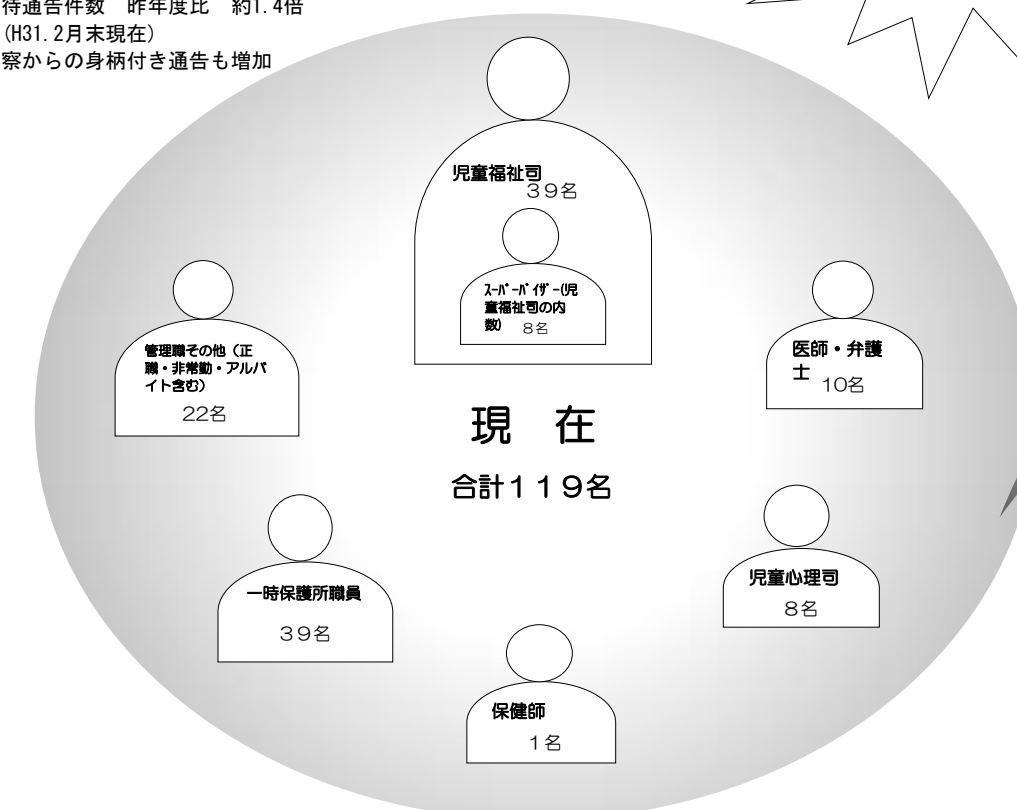
虐待通告件数 昨年度比 約1.4倍 (H31. 2月末現在)
警察からの身柄付き通告も増加

H30.3 東京都目黒区 船戸結愛ちゃん(5歳) 虐待死事件

【大阪市】
・2021年度に新たに7区を所管する北部児童相談所を開設する。
・中央児童相談所は、2024年度に第一四半期開設予定であり、一時保護施設も所内に新設され、現在の100名定員からの増員が計画されている

H31.1 千葉県野田市 栗原心愛ちゃん(小4) 虐待死事件

【大阪府】
虐待が疑われる場合は、原則一時保護をルール化する。



現在 合計119名

新プランを踏まえた配置標準数に向けて、計画的に増員を図る

専門性の強化

- ◎人材の育成と研修体制
 - ・児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講が義務化
 - ・スキルアップ研修として、様々なテーマ別の専門研修や面接トレーニング研修等を庁内職員や外部講師を招きながら実施

関係機関との連携の強化

- ◎児童相談所と市町村の役割分担を明確化
- ◎要保護児童対策地域協議会(要対協)との連携
- ◎警察との連携強化

その他体制の強化

- ◎虐待対策課の機能分化による係体制強化
- ◎里親養育支援強化に向けた体制強化
- ◎市町村への相談支援体制強化